

岸和田市中小企業者等 事業継続応援金

9月10日
受付開始

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、特に深刻な影響を受けながらも、大阪府制度融資等を活用し事業継続に取り組む市内の中小企業者・宿泊事業者に、運転資金など事業の継続に幅広く活用いただくため、事業継続応援金を支給します。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社及び個人です。

対象者

次のすべてを満たす必要があります。（※宿泊事業者の要件については別途お問合せください）

(1) 岸和田市内に主たる事業所を持つ以下の中小企業者

法人 : 岸和田市内に本店を有していること

個人事業主 : 岸和田市内に主たる事業所を有していること

(2) **令和2年2月18日以降**に次のいずれかの借入れを行った者

■ 本市にて必要となる認定を受け、セーフティネット保証4号、5号もしくは危機関連保証融資を借入れた者

■ 大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急貸付、又は株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫（商工中金）から新型コロナウイルス感染症の影響による融資を借入れた者

(3) 市税を滞納していないこと

支給額

20万円

※1事業者につき1回となります。

申請期間

令和2年11月30日まで

(当日消印有効)

申請方法

■ 下記書類一式を同封の上、**必ず**郵送で申請してください。なお、必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付ください。

■ 交付にあたり追加資料の提出を求めることがあります。

提出書類

- 1 申請書兼請求書（様式第1号）※市ホームページからダウンロードできます。
- 2 金融機関から対象融資を受けたことを証する書類
- 3 岸和田市内に事業所を有することを証する書類
- 4 応援金の振込先口座が確認できる書類

送付先・お問合せ

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所産業政策課「事業継続応援金担当」宛

TEL 072-423-9520

裏面もご覧ください

よくある質問と回答

質問1 1人で2つの会社を運営しています。2社分の応援金を申請できますか。

回答 それぞれの会社としてご融資を受けるなど要件を満たす場合は、2事業者として申請できます。ただし、個人事業主や同一法人で複数の店舗を運営されている方は、1事業者分となります。

質問2 岸和田市内でお店を営業していますが、住んでいるのは市外です。申請できますか。

回答 法人の場合は、本店が市内にある事業者が対象です。個人事業主の場合は、事業主の住所が市外であっても、市内に主たる事業所を有していれば対象となります。

質問3 個人事業主です。確定申告書の何を出せばよいですか。

回答 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の第一表のほか、「青色申告決算書」の写し、または白色申告の方は「収支内訳書」の写しを併せて提出ください。なお、青色申告決算書また収支内訳書の事業所所在地欄に記載があることを確認してください。事業所所在地の記載がない場合は、事業所住所の記載された参考資料（事業所の賃貸借契約書など。名刺など自身で作成できるものは不可）をご提出ください。

質問4 市内に無人の倉庫やガレージを持っていますが、対象となりますか。

回答 事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して継続的に行われているものをさすため、対象外となります。

質問5 セーフティネット保証4号の融資と、日本政策金融公庫の融資の両方を受けています。融資を受けたことについて、必要書類は何を提出すればよいですか。

回答 「セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けて、融資を受けている方」の必要書類を添付ください。

質問6 交付を受けた応援金について、税の申告をする必要がありますか。

回答 応援金は、課税対象となります。次年度の税の申告を行う際は、この分も併せてご申告ください。